

河内長野市

市営住宅への入居申込みのしおり

今回の募集は市営住宅の空家入居予定者等を決めるもので、空家の状況に応じて入居者の確定を行い入居していただきます。

■ 募集期間

令和7年10月16日(木)～令和7年11月5日(水)

※注)一部の申込区分については募集期間中に応募者が無かった場合、令和7年11月25日(火)から令和8年1月30日(金)まで、随時募集(先着順)を行います。

■ 申込み方法

- ・ 申込みは、所定の入居申込書に必要事項を記入の上、下記受付窓口へ提出して下さい。
- ・ 受付期間 募集期間中(土・日、祝日を除く)
- ・ 受付時間 午前9時～午後5時30分まで
- ・ 受付窓口 市役所 5階 都市サステナ部 都市企画課

■ 抽せん(公開)

令和7年11月25日(火)午前10時から 市役所5階502会議室

なお抽せん番号については、抽せん日までにハガキで通知いたします。

河内長野市 都市サステナ部 都市企画課

目 次

1. 今回募集する住宅	P1～4
2. 市営住宅への入居を希望される方へ	P5
3. 申込資格	P6～7
4. 申込みにあたって	P8
5. 申込みから入居まで	P9
6. 月収額の計算のしかた	P10～11
その1(給与所得者の場合)	P12～13
その2(日雇労働者などの場合)	P14
その3(その他の所得者の場合)	P15
その4(年金所得者の場合)	P16～17
7. 月収計算例	P18～21
8. 申込書の書き方の例	P23～24

1 今回募集する住宅

■ 募集住宅

申込区分	住 宅 名	住戸タイプ	募集戸数	構 造	家 賃
0706	市営栄町住宅	3DK	2戸	RC造3階建	P3参照
0707	市営栄町住宅	3DK	1戸	RC造4階建	
0708	市営栄町住宅	3DK	1戸	RC造3階建	
0709	市営三日市西住宅	3DK	1戸	RC造8階建	

※募集住宅(申込区分)

0706⇒栄町住宅(一般世帯向け) 3DK:1階・2階部分(各1戸)

0707⇒栄町住宅(一般世帯向け) 3DK:4階(1戸)

0708⇒栄町住宅(車いす常用者世帯向け) 3DK:1階部分(1戸)⇒※注

0709⇒三日市西住宅(一般世帯向け) 3DK:8階部分(1戸)

※注 この申込区分については募集期間中に応募者が無かった場合、令和7年11月25日(火)から令和8年1月30日(金)まで(土・日、祝日を除く)、随時募集(先着順)を行います。

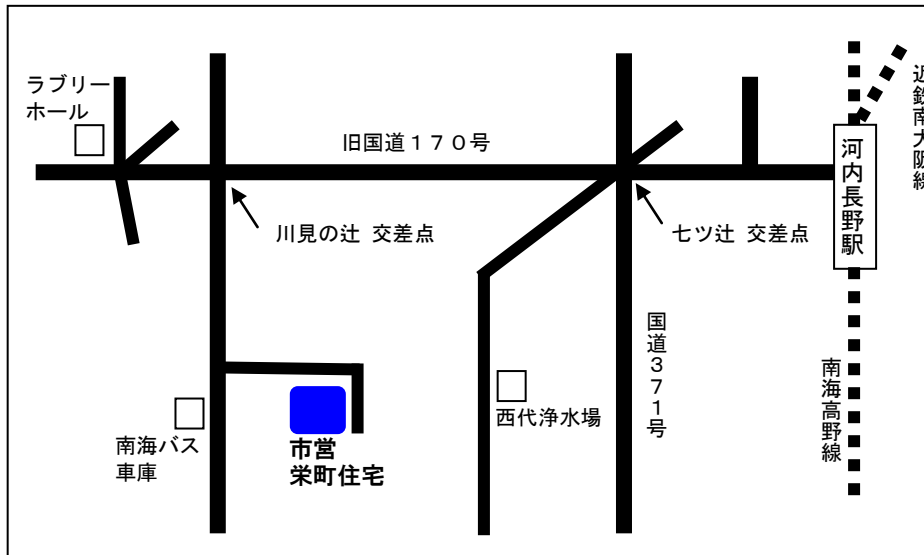
■ 入居予定時期 令和8年2月以降

入居時期については、資格審査等手続上、若干遅れる場合があります。

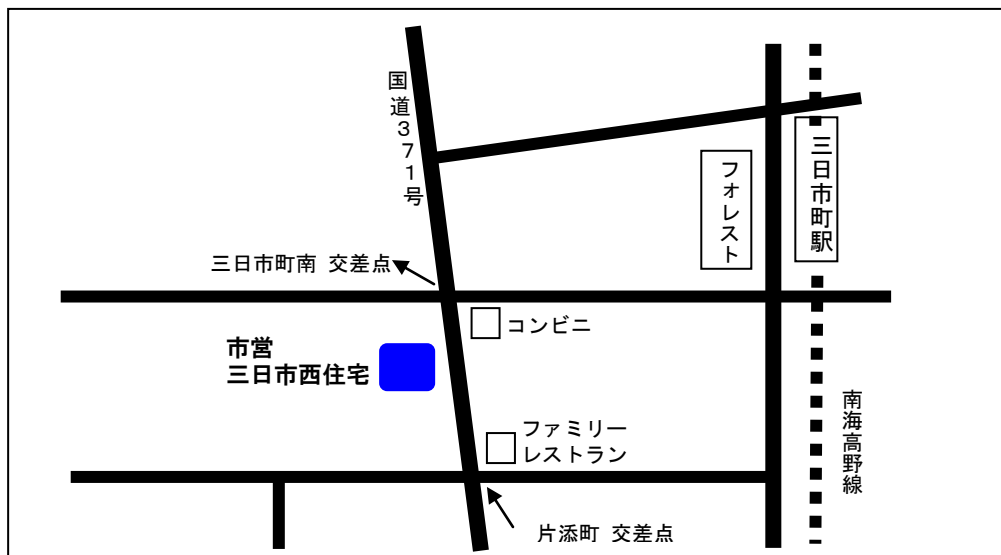
■ 所在地等について

住 宅 名	所 在 地	交通機関	学校通学区域	
			小学校	中学校
市営栄町住宅	河内長野市 栄町30番	南海高野線 河内長野駅下車 (徒歩約20分)	長 野 小 学 校	長 野 中 学 校
市営三日市西住宅	河内長野市 三日市町146番地	南海高野線 三日市町駅下車 (徒歩約7分)	三日市小学校	東 中 学 校

市営栄町住宅 河内長野市栄町30番



市営三日市西住宅 河内長野市三日市町146番地



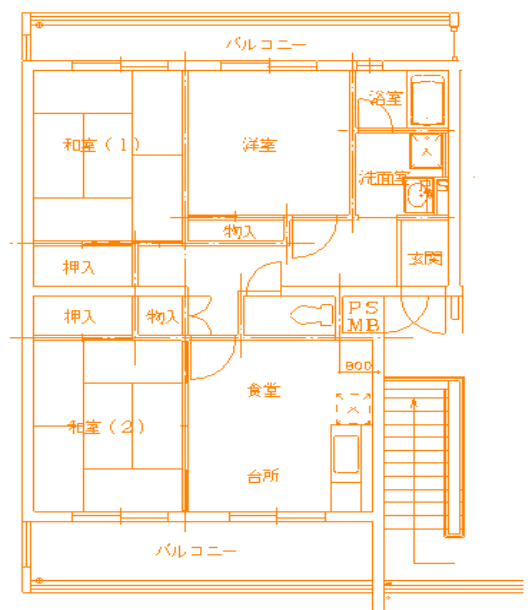
■ 家賃について(予定)

月収額		入居者数	104,000円 以下	104,001円 ~ 123,000円	123,001円 ~ 139,000円	139,001円 ~ 158,000円	裁 量 世 帯	
							158,001円 ~ 186,000円	186,001円 ~ 214,000円
家 賃	0706 (栄町1階)	2人	25,400円	29,300円	33,500円	37,800円	43,200円	49,800円
		3人以上	24,800円	28,700円	32,800円	37,000円	42,300円	48,800円
	0706 (栄町2階)	2人	26,500円	30,600円	35,000円	39,500円	45,100円	52,100円
		3人以上	26,000円	30,000円	34,300円	38,700円	44,200円	51,000円
	0707 (栄町4階)	2人	24,800円	28,600円	32,700円	36,900円	42,100円	48,600円
		3人以上	24,300円	28,000円	32,000円	36,100円	41,300円	47,600円
	0708 (栄町1階) 車いす常用者 世帯向け	2人	28,200円	32,500円	37,200円	42,000円	48,000円	55,300円
		3人以上	27,600円	31,900円	36,400円	41,100円	47,000円	54,200円
	0709 (三日市西 8階)	2人	27,700円	31,900円	36,500円	41,200円	47,100円	54,300円
		3人以上	27,100円	31,300円	35,800円	40,400円	46,100円	53,200円

家賃は基本的に毎年度、入居者からの申告に基づく収入及び住宅の立地条件・規模・経過年数・利便性に応じて決定することとなっています。従って毎年度、家賃の額が変動することが予想されますのであらかじめご了解ください。

- 家賃の他に共益費が必要となります。
- 住戸により面積等に違いがあるため、家賃額についても多少違いがあります。

■ 間取り図
《 基本例 》

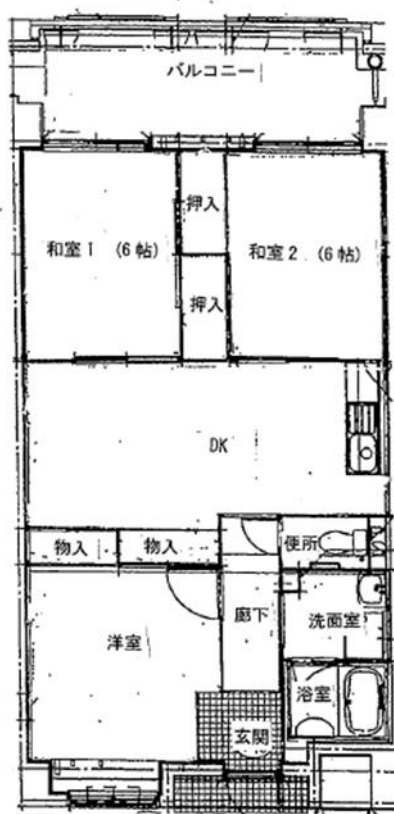


市営栄町住宅
3DK

【0708】の場合

◇バス、トイレは一体型、台所の位置も異なります。
その他、一部、小上がりが設置される等、細部に
わたり、構造が異なっています。

⇒身体障がい者対応



市営三日市西住宅
3DK

2 市営住宅への入居を希望される方へ

市営住宅は、住宅に困っている低所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。入居された場合は、快適な共同生活が営めるようお互いの生活を尊重しあい、入居上のきまりを守る努力をしてくださるようお願いいたします。

市営住宅の申込みをされる場合、他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法、河内長野市営住宅条例などに入居者資格が定められており、いろいろな制限がありますので、この「入居申込みのしおり」をよくお読みになったうえでお申し込みください。

《 ご注意 》

● 敷金

敷金は家賃の3箇月分です。

● 迷惑行為の禁止

市営住宅は集合住宅であり、犬、猫などの動物を住宅内で飼うことは、近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因になりますので、住宅内では犬、猫などの動物は飼わないでください。

● 収入申告

入居されますと、毎年度市営住宅に住んでいる方全員の収入を申告していただきます。

入居後3年を経過した方で、一定の収入基準を超える収入がある場合は、収入超過者または高額所得者の認定を行います。認定を受けたときの家賃は、収入超過者にあつては近傍同種の住宅の家賃以下で河内長野市が定める家賃、高額所得者にあつては、近傍同種の住宅の家賃となります。なお、高額所得者の認定を受けた場合は、住宅明渡しの義務が課せられます。

● 共益費

各種施設にかかる光熱水費や維持運営費を共益費として徴収します。

● 駐車場

市営住宅では、ある程度の駐車場(有料)が設置されていますが、新たに入居される方が直ちに利用できる空きスペースには限りがあります。従って入居後、車を使用される方は必要に応じてご自分で団地外の保管場所を確保していただく場合があります(住宅内通路等には駐車できません)。また、社用車の持ち帰りは絶対にしないでください。

3

申込資格

市営住宅に応募される方は、次の①～⑥のすべての条件を満たしている必要があります。

申込み資格に関する基準はすべて申込受付最終日(令和7年11月5日)とします。

① 同居又は同居しようとする親族がある方

- 内縁関係にある方や婚約者のある方も申し込めます。ただし、その関係が住民票で確認できる場合に限りします。
- 同性パートナーシップ関係にある方も申し込めます。ただし、その関係が大阪府等の自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できる場合に限りします。

② 収入基準に合う方

- 申込家族全員(申込者本人と同居人)の収入を含めた月収額が158,000円以下の方。

※ 上記の月収額は、実際の収入額ではありません。1年間の所得を規定の方法(10～17ページ)で計算したものです。

また7ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が、158,000円を超え、214,000円以下の方でも申込みできます。

③ 現在住宅に困っている方

- 持家のある方は、原則として申込むことはできません。

ただし、市営住宅入居時までには申込者及び市営住宅に入居しようとする者以外に所有権を移転されるなど、処分を予定されている場合は申し込めます。

④ 申込みの本人が河内長野市内に住んでいるか、勤務をしている方

⑤ 申込みの本人過去において

- 過去に市営住宅に入居していた方については、不正な使用(無断退去、家賃滞納など)をしたことがないこと。

⑥ 申込み本人又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- 当選者には、申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員でないことを誓約していただきます。なお、暴力団員であるか否かを確認するため、河内長野警察へ照会します。

(注)車いす常用者世帯向住宅に応募される方は次の基準も満たす必要があります。

⑦ 身体障がい者手帳又は、戦傷病者手帳を所持されている方で下肢又は、体幹の機能障がいの程度の高い車いす常用者がいる世帯であること。

■ 裁量世帯について

次のア～ケに該当する世帯の方は、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも申込みできます。

対象世帯	世帯要件
ア. 身体障がい者世帯	申込本人又は同居者に、身体障がい者手帳1級から4級までの交付を受けた方がいる世帯
イ. 精神障がい者世帯	申込本人又は同居者に、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けた方、又は現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、同程度の障がいがあると診断された方がいる世帯
ウ. 知的障がい者世帯	申込本人又は同居者に、子ども家庭センター又は知的障がい者サポートセンターの長により、知的障がいの程度がA又はB1と判定された方がいる世帯
エ. 60歳以上の世帯	申込本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である世帯。 ※60歳、18歳は募集期間の末日現在での満年齢をいいます。
オ. 戦傷病者世帯	申込本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯
カ. 原爆被爆者世帯	申込本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
キ. 引揚者世帯	申込本人又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
ク. ハンセン病療養所入所者等	申込本人又は同居者に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
ケ. 小学校就学前の子どもがいる世帯	同居者に募集末日現在で、小学校就学前の子どもがいる世帯

4 申込みにあたって

《 申込みの無効・失格 》

次のような場合、申込みを無効とします。

受け付けた後、当せんしても失格となります。

- ① 申込書に不正の記載があったとき
- ② 申込資格がないとき(収入基準を超えるものや住宅の種類を誤っているものを含む)
- ③ 家族を不自然に分割、または合併した申込み(夫婦どちらか一方のみによる申込みを含む)
- ④ 重複申込みをしたとき
- ⑤ 申込書に必要事項が記載されていないもの

抽せんは、あくまで入居予定者を決めるものです。正式には当せん後提出していただく申込み資格や収入(所得)等を証する書類に基づき、二次資格審査を行い、合否の判定を行います。従って、関係書類に虚偽の記載がある場合や、書類の提出のない場合等については、失格となりますのでご注意ください。

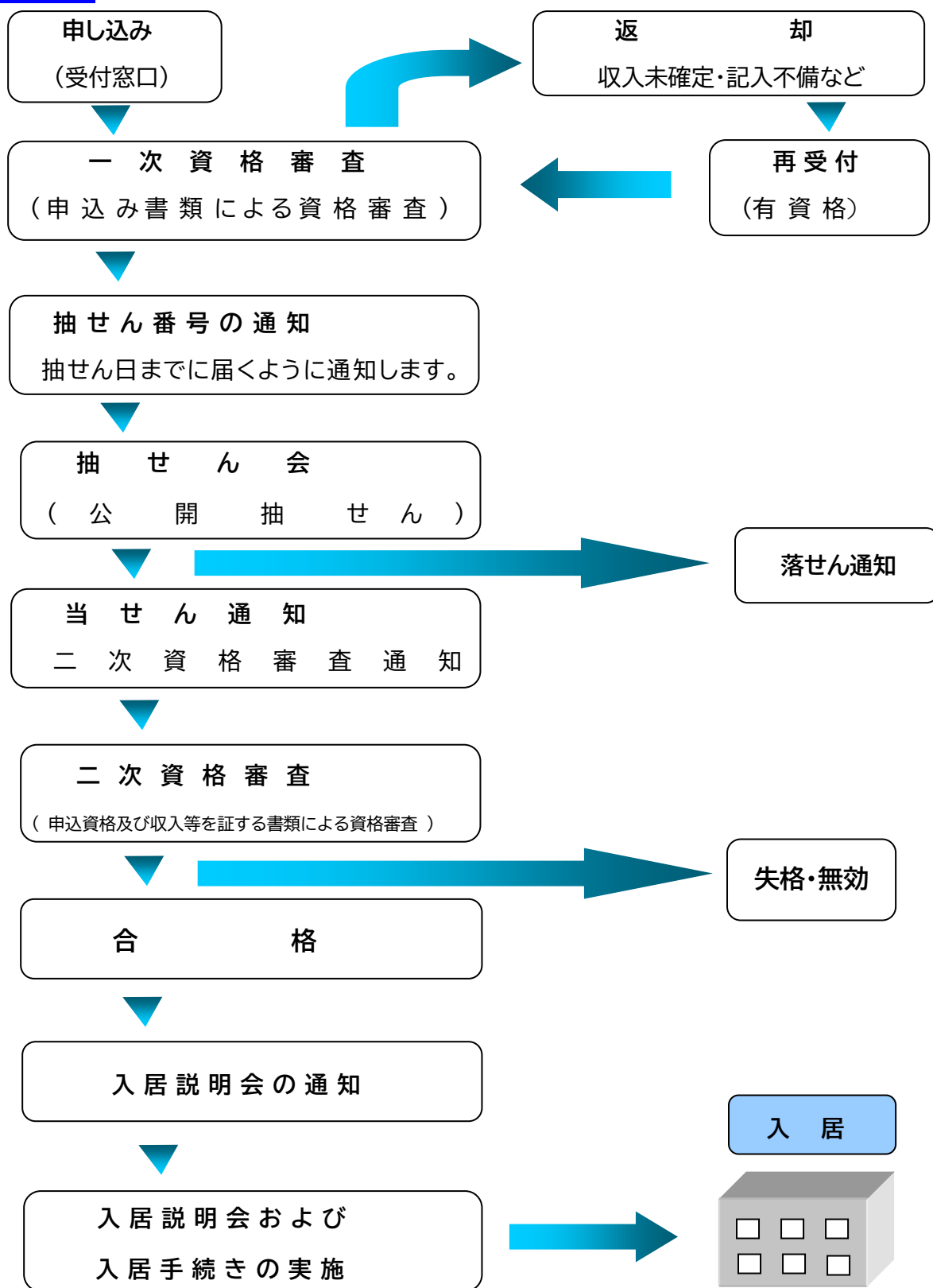
《 ひとり親世帯の優遇倍率制度について 》

- ひとり親世帯(募集期間末日現在)の当せん確率を2倍としますので、世帯区分表のひとり親世帯申込者記入欄のあてはまるものに必ず○印を付けてください。

《 その他 》

- 当せん後、住所・勤務先等に変更があった場合は、速やかに連絡してください。
連絡がない場合は当せん資格を取消します。
- 抽せん番号通知票と抽せん結果通知のハガキは、紛失しないようにご注意ください。
- 申込後の同居親族の変更(出生・死亡は除く)はできません。
- 申込者本人が入居できなくなったときは、失格となります。
- 婚約者との申込みの場合は、入居手続き時に婚姻届受理証明書を提出していただかなければ入居できません。
また、婚約者を変更した場合は入居できません。
- 入居時には、申込書に記載した方全員が同時に入居することが必要です。

5 申込みから入居まで



6 月収額の計算のしかた

月収額を計算する前に次のことを確かめてください。

- (1) あなたの同居または同居しようとする親族と扶養親族の数は？
- (2) あなたの総収入金額、または総所得金額は？
- (3) あなたの世帯の収入が基準にありますか？

(1)同居親族、扶養親族とは？

入居しようとする親族(本人を除く)および、入居しない遠隔地扶養親族のことをいいます。(家族を不自然に分割または合併した場合には申込みできません。)

(2)あなたの総収入金額、または総所得

金額がいくらであるか調べましょう。



あなたは、給与所得者ですか？年金所得者ですか？その他の所得者(事業所得者等)ですか？

給与所得とは

俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。
たとえば、会社員、店員、パート、日雇労働者、事業専従者などの収入をいいます。
給与所得という総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。(ただし、非課税所得は含みません。)

年金所得とは

厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。
たとえば老齢年金、退職年金をいいます。
その他、法律により非課税とされている各種年金(障がい年金、遺族年金、福祉年金等)については、所得は0円としてください。

その他の所得とは

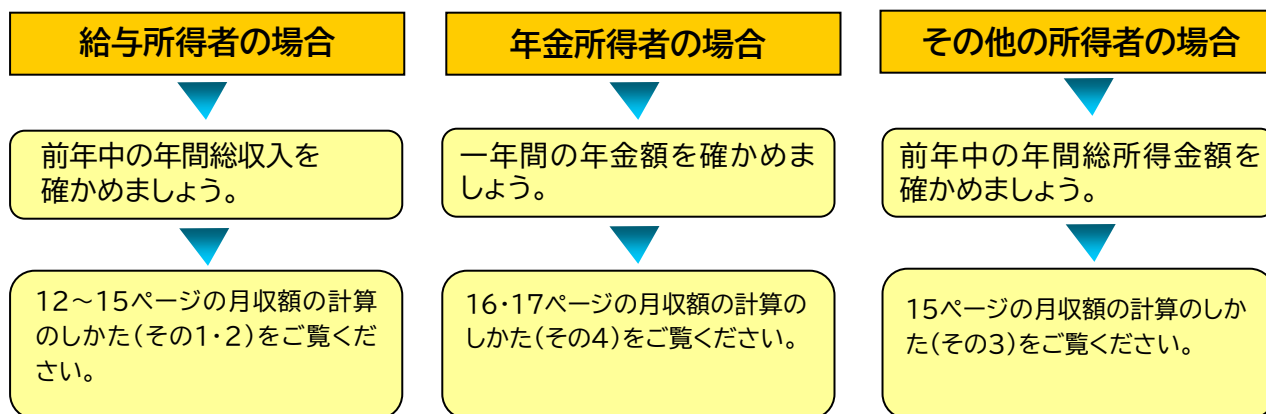
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。
たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。
これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

注意事項

- ① 所得としないもの 生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金(遺族年金等)などの非課税所得※については所得^{ゼロ}円で計算してください。
- ② 退職予定の場合 申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職しなければならない人で、以後無職、無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
- ③ 勤務することが
確実な方の場合 勤務開始後、1ヶ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居できません。
- ④ 求職中の場合 申込み末日時点で職の決まっていない方は、収入を0円として計算してください。
- ⑤ 無職無収入の場合 高齢や身体に障がいのあるなどの理由により、就労が困難な方は、無職無収入(収入は0円)で申し込んでください。
- ⑥ 妊娠中で申し込む場合 妊娠中で申し込む場合は、募集期間末日において出生していなければ控除などの人数には含みません。

※次のものについては、所得金額に含みません。

- ・遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病者年金、障がい者年金。
- ・雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費。
- ・生活保護の扶助料、公害認定患者の障がい補償費、児童扶養手当等政令などにより非課税とされているもの。



(3)あなたの世帯の収入が基準にあってるか収入基準表で確かめてみましょう。

あなたの世帯の収入
を確認してください。

収入基準表（早見表）

※表の人数は家族数ではありません

収入基準表の見方

①家族の中に給与所得者がひとり
の場合は年間総収入金額をそのままA表
にあてはめてください。

②家族の中に年金所得者(65歳未満)がひとり
の場合は、その年間総収入金額をそのままB表
にあてはめてください。

③家族の中に年金所得者(65歳以上)がひとり
の場合は、その年間総収入金額をそのままC表
にあてはめてください。

		扶 養(同 居)親 族 数				
		単身者	1人	2人	3人	4人
A 表		2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下
	裁量世帯	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下
B 表		3,028,015円 以下	3,534,682円 以下	4,041,349円 以下	4,495,308円 以下	4,942,367円 以下
	裁量世帯	3,924,015円 以下	4,391,778円 以下	4,838,837円 以下	5,285,896円 以下	5,732,955円 以下
C 表		3,096,011円 以下	3,534,682円 以下	4,041,349円 以下	4,495,308円 以下	4,942,367円 以下
	裁量世帯	3,924,015円 以下	4,391,778円 以下	4,838,837円 以下	5,285,896円 以下	5,732,955円 以下

(特別控除は含んでいません。)

●裁量世帯については7ページをご覧ください。

(注)収入がこの表の金額をこえる方は、市営住宅に申し込めませんので大阪府特定公共賃貸住宅・公社住宅、UR住宅をご検討ください。電話番号は次のとおりです。

○特定公共賃貸住宅	藤井寺管理センター	☎ 072 (930) 1093
○公 社 住 宅	大阪府住宅供給公社	☎ 06 (6203) 5454
○U R 住 宅	独立行政法人都市再生機構 UR梅田営業センター	☎ 06 (6346) 3456

※ 電話をおかけになるときは、間違い電話のないようによく確認してください。

6 月収額の計算のしかた(その1)

給与所得者の場合

●このページで月収額を計算してみましょう。

年間総収入の計算 ※この欄をみて計算して下さい。		あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
	1	現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している方	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
	2	現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入金額
	3	現在の勤務先に就職してから、まだ1年にならない方	勤務した翌月から申し込み月の前月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申し込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{1年間の推定総収入金額}$
	4	現在の勤務先に勤めてまだ1ヵ月分の給料を受けていない方	雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヵ月分の給与を12倍にした年間の推定総収入金額

※1年のうち病気、欠勤などのため、収入が著しく減少した月の収入はこれを

除いたうえ、上表3の計算のしかたで計算してください。

※「計算のしかた」3の賞与はすでに受給したものだけ計算に含めてください。

※転職することが確実な方は現在の職場における収入で計算してください。

また、雇用されることが確実な方は、4により計算してください。

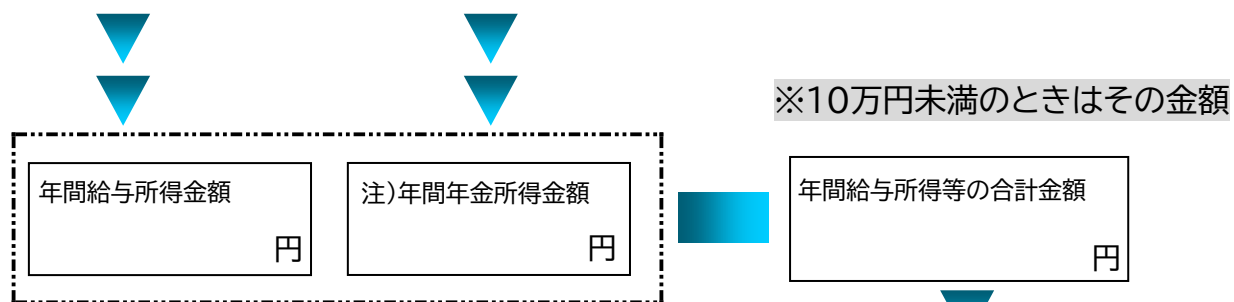
この金額を申込書に
書き込んで下さい。

年間総収入金額
円

年間総収入金額
円

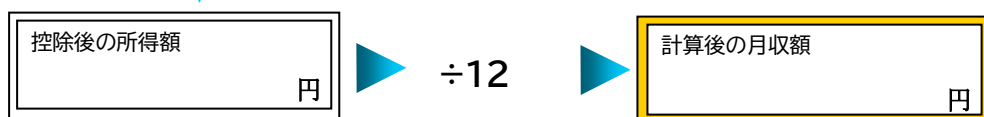
●総収入金額から、年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
551,000円未満	年間給与所得 = 0	
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円	- 最高10万円※
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与金額 = 1,069,000円	-10万円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与金額 = 1,070,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与金額 = 1,072,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与金額 = 1,074,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	
1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.6 + 100,000円	
3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.7 - 80,000円	
	A × 0.8 - 440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	-10万円
8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	



●年間給与所得金額から次の控除額を差引いてください。

控除の種類		計 算 方 法	控 除 額
1	同居および扶養親族控除	〔入居しようとする親族(本人を除く)および遠隔地扶養親族〕 1人につき 38万円 × 人	円
2	老人控除対象配偶者控除	〔同一生計配偶者または、扶養親族が70歳以上である場合〕 1人につき 10万円 × 人	円
3	老人扶養控除		円
4	扶養親族控除	〔扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合〕 1人につき 25万円 × 人	円
5	障がい者控除	〔障がい者がいる場合〕 1人につき 27万円 × 人	円
6	特別障がい者控除	〔特別障がい者がいる場合〕 1人につき 40万円 × 人	円
7	寡婦控除	〔計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額〕 1人につき 最高 27 万 × 人	円
8	ひとり親控除	〔計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額〕 1人につき 最高35万円 × 人	円
			円



この金額を月収額の欄に記載します。

◆給与所得と年金所得の双方を有する者(双方の合計が10万円を超える場合)について、
10万円を超えた分を給与所得の金額から追加で控除します。

あなたの申込家族の月収額が158,000円以下であれば申込みできます。
 ただし7ページに記載している「裁量世帯」に該当する方については、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも申込みできます。

6

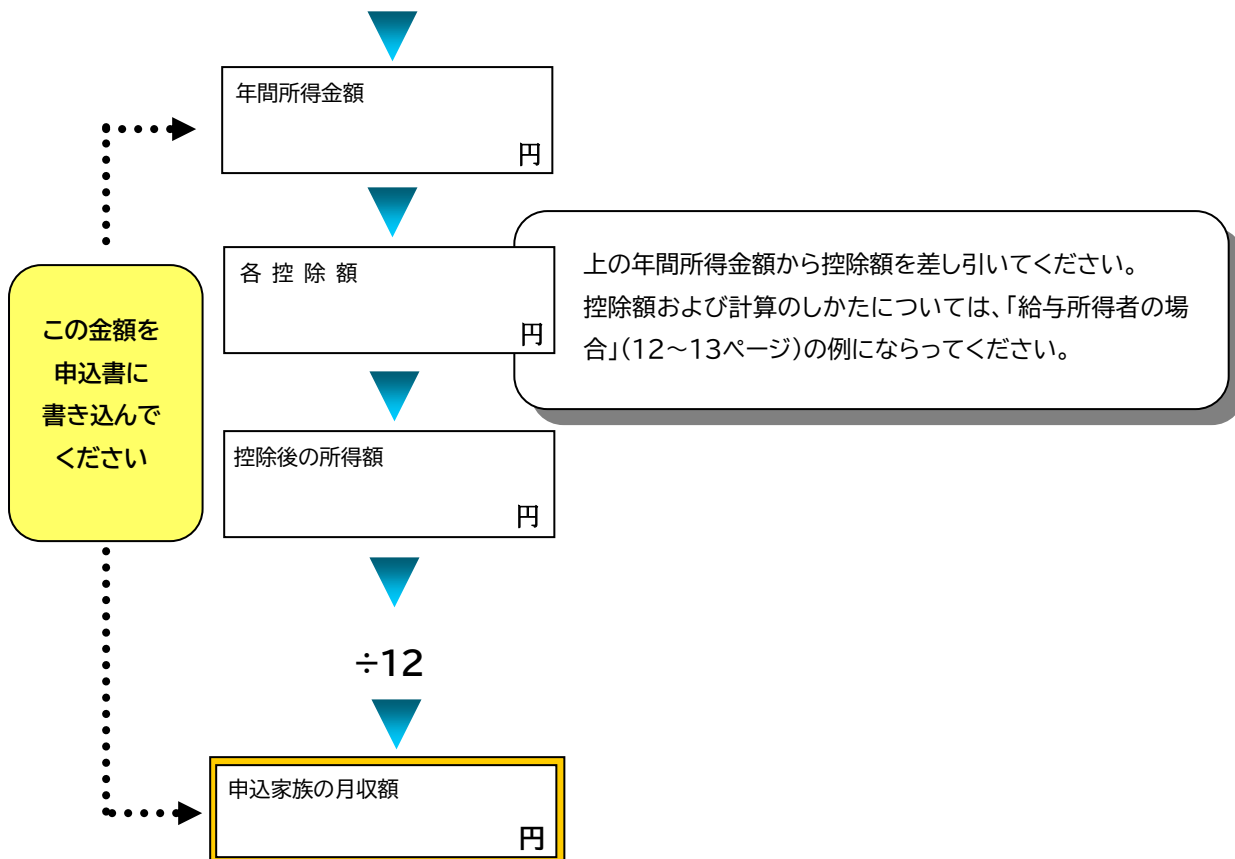
月収額の計算のしかた(その2)

日雇労働者などの場合

●このページで月収額を計算してみましょう。

給与所得者として賃金をもらっている日雇の方は、12～13ページの「給与所得者の場合」により計算してください。その他の所得として所得申告の際に、税務署に自己申告している方は、下の計算で行ってください。

年間所得金額の計算	1	前年1月1日以前から引続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額)
	2	前年1月2日以降に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額でもって計算する 〔収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」(12～13ページ)の例にならってください。〕



あなたの申込家族の月収額が158,000円以下であれば申込みできます。
ただし7ページに記載している「裁量世帯」に該当する方については、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも申込みできます。

6

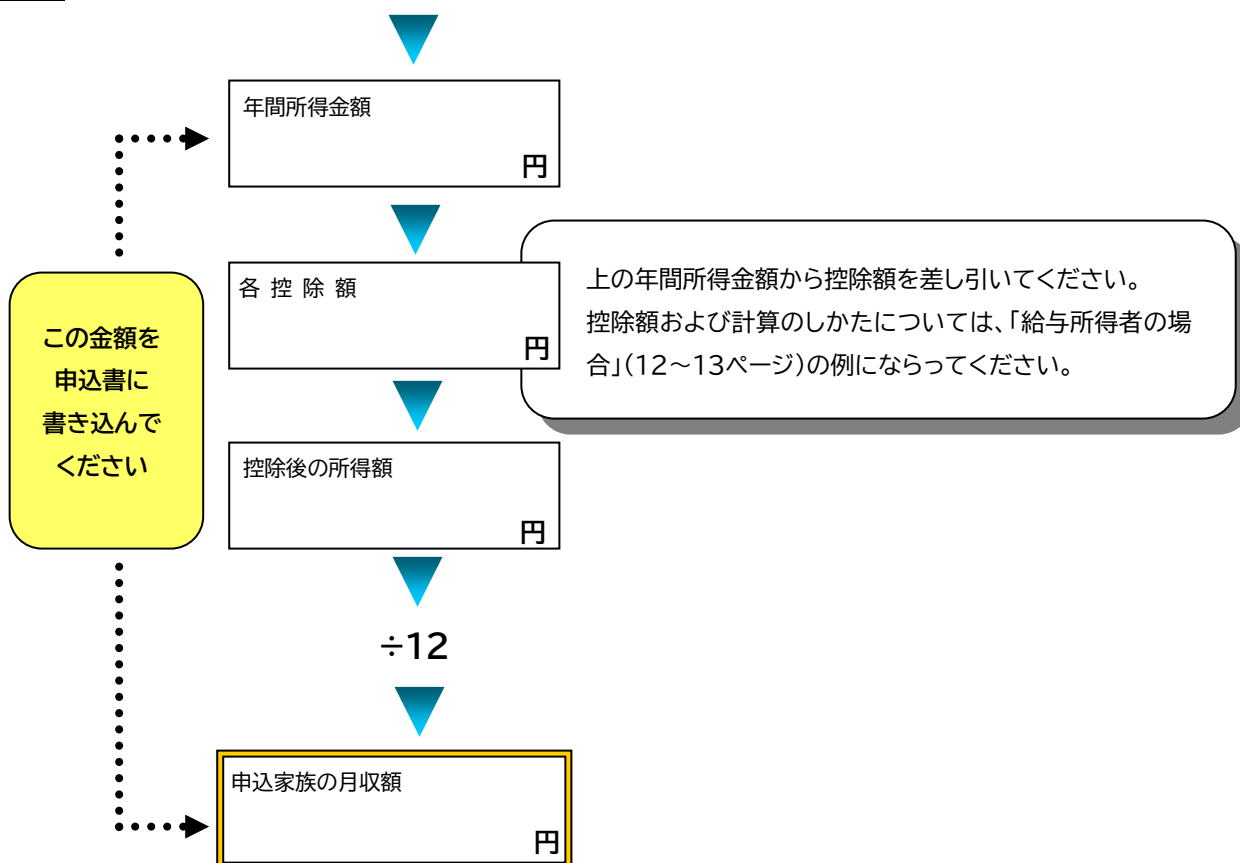
月収額の計算のしかた(その3)

その他の所得者の場合

●このページで月収額を計算してみましょう。

年間所得金額の計算	開業等の時期		計算のしかた
	1	前年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控えの所得金額) 所得金額＝年間総収入金額－必要経費
	2	前年1月2日以降に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額でもって計算する 〔収入期間のとり方などについては、「給与所得者の場合」(12～13ページ)の例にならってください。〕

※注 申込受付時に所得金額の認定が明確にできないときは入居をお断りすることがあります。



あなたの申込家族の月収額が158,000円以下であれば申込みできます。
ただし7ページに記載している「裁量世帯」に該当する方については、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも申込みできます。

6 月収額の計算のしかた(その4)

年金所得者の場合

●このページで月収額を計算してみましょう。

年間総収入の計算	1	引続き1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額 なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 〔 2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、 〕 その合計支払年金額
	2	年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額 なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 〔 2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、 〕 その合計支払年金額

年間総収入金額

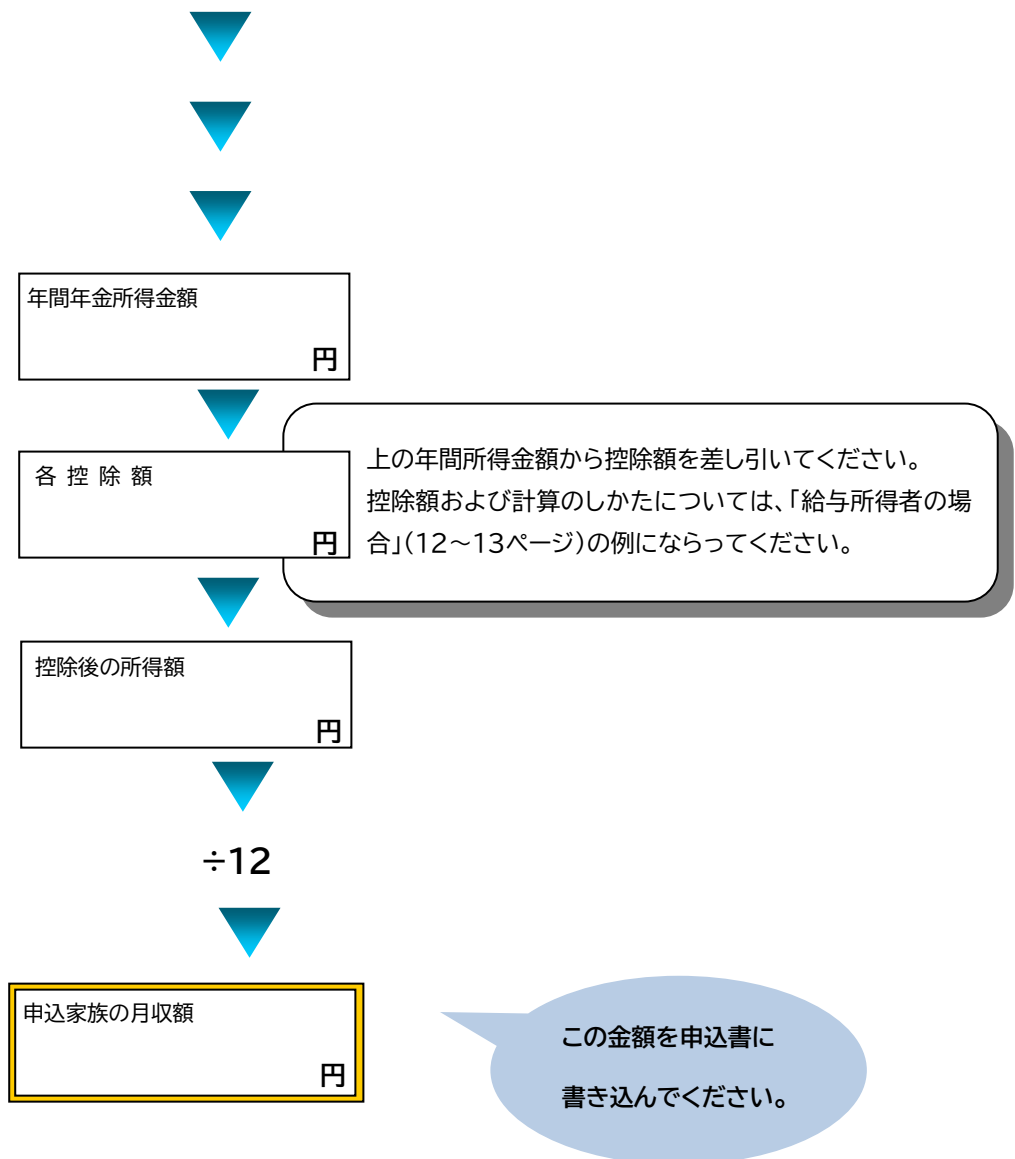
円

この金額を申込書に
書き込んでください。

●年間総収入金額から年間の年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年 間 総 収 入 金 額(A)	年 間 年 金 所 得 金 額	
65歳以上	110万円以下	年間年金所得 = 0	
	110万円を超え～330万円未満	(A) - 110万円	- 最高10万円※
	330万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	- 10万円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
	770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円	
64歳以下	60万円以下	年間年金所得 = 0	
	60万円を超え～130万円未満	(A) - 60万円	- 最高10万円※
	130万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	- 10万円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
	770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円	

※10万円未満のときはその金額



【留意事項】

- ◆給与所得と年金所得の双方を有する者(双方の合計が10万円を超える場合)について、10万円を超えた分を給与所得の金額から追加で控除します。

あなたの申込家族の月収額が158,000円以下であれば申込みできます。
ただし7ページに記載している「裁量世帯」に該当する方については、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも申込みできます。

7 月収計算例(その1)

給与所得者が2人の場合

1 家族構成

●本人(50歳)	年間総収入金額	3,850,000円(会社員)
●妻(45歳)	無職	0円
●長女(25歳)	年間総収入金額	1,260,000円(会社員)
●長男(16歳)	高校生	

2 計算方法

(注)年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

- (1)本人の年間給与所得金額 $3,850,000円 \div 4000 = 962.5円$ (1円未満切捨て)
 $962円 \times 4000 \times 0.8 - 440,000円 - 100,000円 = \underline{2,538,400円}$
- (2)長女の年間給与所得金額 $1,260,000円 - 550,000円 - 100,000円 = \underline{610,000円}$

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
551,000円未満	年間給与所得 = 0	
(2)551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円	-最高10万円※
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与金額 = 1,069,000円	-10万円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与金額 = 1,070,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与金額 = 1,072,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与金額 = 1,074,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	
1,800,000円以上 3,600,000円未満	$A \times 0.6 + 100,000円$	
(1)3,600,000円以上 6,600,000円未満	$A \times 0.7 - 80,000円$	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	$A \times 0.8 - 440,000円$	
8,500,000円以上	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000円$	
	年間総収入金額 - 1,950,000円	

(3)申込家族の月収額

$$\frac{(\text{本人の年間給与所得金額} + \text{長女の年間給与所得金額}) - (\text{当該控除額} \times \text{人数})}{12} = \text{申込家族の月収額}$$

$$\frac{(2,538,400円 + 610,000円) - (38万円 \times 3人 + 25万円 \times 1人)}{12} = \underline{146,533円}$$

控除額

1	同居および扶養親族控除	(入居しようとする親族(本人を除く)および遠隔地扶養親族)	1人につき	38万円	$\times 3人 = 114万円$	(妻・長女・長男)
2	老人控除対象配偶者控除		1人につき	10万円	$\times 人 = 万円$	
3	老人扶養控除					
4	扶養親族控除		1人につき	25万円	$\times 1人 = 25万円$	(長男)
5	障がい者控除		1人につき	27万円	$\times 人 = 万円$	
6	特別障がい者控除		1人につき	40万円	$\times 人 = 万円$	
7	寡婦控除		1人につき	27万円	$\times 人 = 万円$	
8	ひとり親控除		1人につき	35万円	$\times 人 = 万円$	

7

月収計算例(その2)

給与所得者とその他の所得者がいる場合

1

家族構成

●本人(50歳)	年間所得金額	3,200,000円(自営業)
●妻(45歳)	年間総収入金額	930,000円(パート)
●長男(17歳)	高 校 生	
●長女(14歳)	中 学 生	
●次女(12歳)	小 学 生	

2

計算方法

(注)年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

(1)本人の年間所得金額 3,200,000円

(2)妻の年間給与所得金額 930,000円-550,000円-100,000円=280,000円

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年 間 給 与 所 得 金 額	
551,000円未満	年 間 給 与 所 得 = 0	
(2)551,000円以上 1,619,000円未満	年 間 総 収 入 金 額 - 550,000円	- 最高10万円※
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年 間 給 与 金 額 = 1,069,000円	-10万円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年 間 給 与 金 額 = 1,070,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年 間 給 与 金 額 = 1,072,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年 間 給 与 金 額 = 1,074,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、 その答えの1円未満を切捨てた後に 4000を掛け戻して計算した額を、 右のAにあてはめてください。	
1,800,000円以上 3,600,000円未満	A×0.6+100,000円	
3,600,000円以上 6,600,000円未満	A×0.7- 80,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	A×0.8-440,000円	
8,500,000円以上	年間総収入金額×0.9-1,100,000円	
	年間総収入金額-1,950,000円	

(3)申込家族の月収額

$$\frac{(\text{本人の年間所得金額} + \text{妻の年間給与所得金額}) - (\text{当該控除額} \times \text{人数})}{12} = \text{申込家族の月収額}$$

$$\frac{(3,200,000\text{円} + 280,000\text{円}) - (38\text{万円} \times 4\text{人} + 25\text{万円} \times 1\text{人})}{12} = \underline{142,500\text{円}}$$

控 除 額

1	同居および扶養親族控除	(入居しようとする親族(本人を除く)および遠隔地扶養親族) 1人につき 38万円 × 4人 = 152万円	(妻・長男・長女・次女)
2	老人控除対象配偶者控除	1人につき 10万円 × 人 = 万円	
3	老人扶養控除		
4	扶養親族控除	1人につき 25万円 × 1人 = 25万円	(長男)
5	障がい者控除	1人につき 27万円 × 人 = 万円	
6	特別障がい者控除	1人につき 40万円 × 人 = 万円	
7	寡婦控除	1人につき 27万円 × 人 = 万円	
8	ひとり親控除	1人につき 35万円 × 人 = 万円	

7 月収計算例(その3)

年金所得者と給与所得者がいる場合

1 家族構成

●本人(67歳)	年間給与収入金額	1,851,000円(会社員)
	年間年金収入金額	1,600,000円(老齢厚生年金)
●妻(55歳)	年間総収入金額	990,000円(パート)

2 計算方法

(注)年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

- (1)本人の年間給与所得金額 $1,851,000円 \div 4000 = 462.8円 \cdots 462円$ (1円未満切捨て)
 $462円 \times 4000 \times 0.7 - 80,000円 - 100,000円 = \underline{1,113,600円}$
- (2)妻の年間総所得金額 $990,000円 - 550,000円 - 100,000円 = \underline{340,000円}$

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
551,000円未満	年間給与所得 = 0	
(2)551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円	- 最高10万円※
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与金額 = 1,069,000円	- 10万円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与金額 = 1,070,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与金額 = 1,072,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与金額 = 1,074,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、 その答えの1円未満を切捨てた後に 4000を掛け戻して計算した額を、 右のAにあてはめてください。	
1,800,000円以上 3,600,000円未満	$A \times 0.6 + 100,000円$ $A \times 0.7 - 80,000円$	
3,600,000円以上 6,600,000円未満	$A \times 0.8 - 440,000円$	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000円$	- 10万円
8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	

- (3)本人の年間年金所得金額 $1,600,000円 - 1,100,000円 - 100,000円 = \underline{400,000円}$

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	
65歳以上	110万円以下	年間年金所得 = 0	
	110万円を超え～330万円未満	(A) - 110万円	- 最高10万円※
	330万円以上～410万円未満	(A) $\times 0.75 - 27万5千円$	- 10万円
	410万円以上～770万円未満	(A) $\times 0.85 - 68万5千円$	
	770万円以上	(A) $\times 0.95 - 145万5千円$	

64歳以下	60万円以下	年間年金所得 = 0	
	60万円を超え～130万円未満	(A) - 60万円	- 最高10万円※
	130万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	- 10万円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
	770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円	

(4) 申込家族の月収額

(本人の年間給与所得金額 + 本人の年間年金所得金額 + 妻の年間給与所得金額) - (当該控除額 × 人数)

= 申込家族の月収額

$$\frac{(1,113,600円 + 400,000円 + 340,000円) - (38万円 \times 1人)}{12}$$

÷ 122,800円
(1円未満切捨て)

控除額一覧表

- ① 同居及び扶養親族控除は、市営住宅に入居しようとする方で申込本人を除く人数分を必ず控除して下さい。
(例: 5人家族の申し込みであれば、4人分)
- ② 特別控除は、所得税法上認定された方で該当する種類の控除を必ず控除してください。
※控除額を誤って計算されますと収入基準に合わない場合がありますのでご注意ください。

控除の種類		範 囲	控除額 (1人につき、 年間)
①	同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族	38万円
② 特 別 控 除	老 人 控 除 対 象 配 偶 者 控 除	同一生計配偶者で、70歳以上の方	10万円
	老 人 扶 養 控 除	扶養親族(配偶者を除く)で70歳以上の方	
	扶 養 親 族 控 除	扶養親族(配偶者を除く)で16歳以上23歳未満の方	25万円
	障 が い 者 控 除	・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など	27万円
	特 別 障 が い 者 控 除	・身体障がい者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障がい者更生相談所等により重度の知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方など	40万円
	寡 婦 控 除	申込者本人または同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後、婚姻をしておらず、扶養親族がいる方 ・夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方	最高 27万円
	ひ と り 親 控 除	申込者本人または同居親族のうち、現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件の全てに該当する方 ・事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ・生計を一にする子(その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない)がいること ・合計所得金額が500万円以下であること	最高 35万円

申込書の書き方の例(おもて)

市営住宅入居申込書

申込区分	0	7	〇	〇
申込住宅名	市営〇〇住宅			

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

令和7年〇月〇〇日

申込者	住所	(〒586-〇〇〇〇) 河内長野市・区・町・村 原町〇丁目-△						
	フリガナ	カノタロウ					TEL (0721) 53-XXXX	
	氏名	長野太郎						
	勤務先	市営産業株式会社					△△課 □□係	
入居家族	所在地	河内長野市原町〇〇××					TEL (0721) 55-△△△△	
	フリガナ	続柄	生年月日	年齢	所得種類	勤務先 又は学校名	就職年月 又は学年	年間総収入
	氏名							
	カノタロウ	本人	S40年 4月〇〇日	60	給与・年金 事業・その他	市営産業(株)	S61.4	3,350,000円
	カノハコ	妻	S42年 7月△△日	58	給与・年金 事業・その他	無職		0円
	カノハルカ	長女	H3年 4月××日	34	給与・年金 事業・その他	大阪住宅(株)	H22.4	1,380,000円
	カノマコト	長男	H15年 4月□□日	22	給与・年金 事業・その他	〇×大学		0円
			年 月 日		給与・年金 事業・その他			円
			年 月 日		給与・年金 事業・その他			円
			年 月 日					
		年 月 日						
別居扶養親族	別居先住所	(〒)						
住宅に困っている事情 (あてはまるものすべてに〇印を付けてください。)								
1 家賃が高い。 2 住宅が狭い。 3 他の世帯と同居している。 4 環境が悪い。 5 災害の危険がある。 6 正当な理由による立退きの要求を受けている。 7 通勤に不便 8 結婚するため。(結婚時期 年 月) 9 その他困っている理由を詳しく書いてください。 住宅が古く傷んでいる								

1 ※印のある欄は記入しないで下さい。

太枠内はすべて記入してください。

2 申込みのしおりをよく読んだうえで申し込んで下さい

3 この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とします。

一次審査(書類審査)					
在住勤	※	不動産	※	資格	※
家族	※	区分	※	担当	※
収入	※	重複	※		

二次審査
※

		申込のしおりP. 12以降の収入基礎計算方法を参照して下さい。			申込のしおりP. 22 「控除額一覧表」を参照して下さい。								
(ア)		(イ)			(ウ)			(エ)					
番号	氏名	所得の種類	総収入金額			総所得金額			控除額				
			給与	年金	その他	給与	年金	その他	同居親族及び遠隔地扶養親族控除	(ア)老人控除対象配偶者控除(70歳以上) (イ)扶養親族控除(16～23歳未満)	障がい者控除 3～6級・B	特別障がい者控除 1～2級・A	(ア)ひとり親控除 (イ)寡婦控除 但し、(ウ)の金額が上記の金額を下回る場合は、その額
1	長野 太郎	給与	3	350	000円	2	163	600円	○				(円)
		年金			円			円					
		その他			円			円					
2	長野 花子	給与			0円			0円	○				(円)
		年金			円			円					
		その他			円			円					
3	長野 はるか	給与	1	380	000円		730	000円	○				(円)
		年金			円			円					
		その他			円			円					
4	長野 真人	給与			0円			0円	○	○			(円)
		年金			円			円					
		その他			円			円					
5		給与			円			円					(円)
		年金			円			円					
		その他			円			円					
6		給与			円			円					(円)
		年金			円			円					
		その他			円			円					
合計			(ウ)の合計 2,893,600円			38万円×3人 =1,140,000円			(ア)10万円×3人 (イ)25万円×1人 =250,000円	27万円×人 =円	40万円×人 =円	(ア)35万円 (イ)27万円 円	(エ)の合計 控除額合計 1,390,000円

あてはまるものに○印をつけ、必要事項を記入して下さい。

- (1)いま住んでいる住宅の種類
ア 自宅 イ 親族の持家
○ 借家(アパート、文化住宅、マンション・一戸建)
エ 社宅・寮 オ 公団・公社
カ 府営住宅 キ 市営住宅
ク 雇用促進事業団住宅
ケ 間借り
コ その他
(2)家賃 45,000 円
(3)現在の家族構成 4人
本人 配偶者 子ども 父・母
・兄弟姉妹・その他()
(4)現住宅の部屋数 2 室
量数 10.5 量
(5)市営住宅に入居しようとする
もののなかに家屋の所有者が
ア いる ○ いらない
(6)河内長野市内に
ア 住んでいる
○ 勤務している

(ウ)の合計 2,893,600円
 世帯の所得合計

(エ)の合計 1,390,000円
 控除額合計

1,503,600円
 控除後の金額 (注)

158,000円以下
 125,300円

158,000円を超え214,000円以下
 (但し、申込みのしおりの7ページの裁量世帯に該当する方のみ)

円

- この計算書は申込みのしおりを参考に記入して下さい。2. 年間所得については、当せん後に厳正な審査を行いますので、正確に記入して下さい。
- 申込後の家族変更はいつさい認めません。入居時は必ず入居して下さい。
- 扶養控除又は特別控除等のある方は、証明する資料(課税証明書、身体障がい者手帳 等)が当せん後必要となります。

・・・太枠内はすべて記入してください。

■ お問い合わせ先

河内長野市 都市サステナ部 都市企画課

TEL 0721(53)1111(内線586)

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号